

2009年7月6日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ 様

日本高等学校教職員組合（日高教）

「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見

文部科学省より、本年6月9日付で依頼のあった「児童生徒の学習評価の在り方」についての意見聴取に対して、以下の意見を提出します。貴審議会ならびにワーキンググループでの真摯な検討を要請します。

1. 学習評価の在り方に関する基本的な考え方

- (1) 児童生徒の学習に対する評価は、子どもたちを選別する競争のためではなく、児童生徒の学習を励まし、その成長と発達を助けるという、教育の本来の役割に資するものでなければなりません。
- (2) そうした学習評価の土台となるべき教育課程は、教科学習のみならず、日々学校において展開される教育活動の全体計画を示すものです。従って、教育課程の編成は、当該の学校の児童生徒の現状と課題を出発点にし、それぞれの学校の教育課題に即したものにすべきです。
- (3) 高等学校改訂学習指導要領の総則には、「各学校においては、… 地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮」して行うとしています。この文章のとおり、教育課程の編成権は学校にあり、学習指導要領は教育課程編成の大綱的基準です。学習指導要領の「法的拘束力」と称して一方的に押しつけられるものでもなく、まして、学習評価の在り方を教育行政が一方的に定め、学校現場に押しつけることは、あってはならないと考えます。
- (4) 児童生徒の学籍、指導の過程・結果を記録する学習指導要録についても、「参考様式例を示すが、各教育委員会等において、… 地域の実情等に応じて様式を定める」（教育課程審議会答申要旨）とする方針に反して、踏み込んだ方向が出されました。また、小・中学校では国立教育政策研究所による「参考資料」が事実上全国に押しつけられ、学校現場に大きな混乱を生み出したのは記憶に新しいことです。こうした点をしっかりと総括し、今後の学習評価の在り方を検討することが求められます。

2. 学習評価の在り方の検討にあたっての意見

今回の検討にあたって、まず重視すべき点は、現行の学習評価の在り方についての総括的検討を行うことです。その立場から、以下の諸点について意見を述べます。

(1) 学習指導要録と学習評価を通じて学校の教育活動に対する点検・管理・統制を強化する方向をやめ、学校の自主的な取り組みを励ます立場に立つべきです。

現在の学習評価と指導要録は、現行学習指導要領が改訂された際に、当時の教育課程審議会が示したものです。その中心は、従来の「相対評価」から「目標に準拠した評価（絶対評価）」に変更するというものです。「相対評価」の問題点から考えれば、これ自体は当然といえる措置ですが、さまざまな問題点が指摘されます。最大の問題点は、評価が「学習指導要領が示す目標」に照らして行われるという点です。これは、先に述べた学習評価の基本から逸脱し、「評価を通して学習指導要領を徹底する」ことをねらい、評価に縛られた教育活動を学校に押しつける役割を果たしてきました。さらに、「教育課程のPDCAサイクル」「カリキュラムマネジメント」という概念で、教育に対する点検・管理・統制が強められている現在の状況は、教育の本来のあり方から逆行する以外の何ものでもありません。学習指導要領の改訂にあたって、こうした逆立ちした観念を根本的にあらためるよう求めます。

(2) 観点別学習状況で「関心・意欲・態度」の評価を求めることをやめるべきです。

高等学校の場合は、それ以前から「絶対評価」が実施され、現行の学習評価でも踏襲されているため、小・中学校で見られたような混乱はありませんでした。しかし、観点別学習状況のうち、とくに「関心・意欲・態度」の評価の押しつけが、教育活動に大きなマイナスの影響をもたらしたことは否定できません。「関心・意欲・態度」の評価は、次のような問題点を持っています。

- ① 「関心・意欲」は、児童生徒の心（内面）の動きであり、数値・指標等の客観的評価にはなじまないものである。
- ② 「態度」とは、「関心・意欲」を表面に出すことをさすが、その表し方は児童生徒一人ひとり異なるのは当然のことである。これを一律の評価基準で表すことは、教育的に見て大きな問題点がある。
- ③ つまり、「関心・意欲・態度」が学力と言えるかどうかははなはだ疑問であり、これを「学力」とすることに教育学的な意味があるとは言えない。
- ④ 何に関心・意欲を見せるか、それは他者から強制されるものではなく、子どもたちの内から生まれてくるものである。それを積極的に引き出し、高めていくのが教育の役割である。

以上の点から、「関心・意欲・態度」を学習評価の中に組み入れていくことは、明らかに、「自ら学び自ら考える」という方向にも逆行します。抜本的な改善を求めます。

(3) 「関心・意欲・態度」の評価が教育に大きな混乱を生み出しており、あらためるべきです。

上記の「関心・意欲・態度」を中心とした観点別学習状況が、学習指導要録や受験のための調査書に記入されるようになったため、学校現場では以下にあげるような混乱が生じました。

- 客観的指標がないものをむりやり評価に取り入れたため、わかってもわからなくても、とにかく授業中に手をあげるといった「態度」が生まれた。
- 教員は、児童生徒の学習状況を見ることよりも、「手をあげた回数を記録する」といった、本末転倒の状況に追われ、児童生徒の学習にとってもマイナスとなった。

○ 調査書の点数を上げるために、「関心・意欲・態度」の○の数を極端に増やす中学校があらわれるなど、入試の客観的資料として不均衡が生じる事態となった。

(4) 高等学校の入学者選抜のあり方を抜本的に見直すべきです。

入学者選抜においても、大きな問題点が生じています。高校入試の調査書（内申書）では、少なくない府県で従来用いられた「相対評価」が継続されています。高校入試の「多様化」「多元化」がいつそう進行し、競争が激化する状況を改善しないまま、評価だけを「絶対評価」とした矛盾が深刻になっています。競争的な入学者選抜を抜本的に改善し、中学校までの学習の到達度を正確に把握する評価をもとに、希望するすべての子どもに高校教育を保障する観点から、高校入試のあり方の見直しが求められます。

(5) 学習評価の混乱が、教職員の負担をさらに増しています。教育条件整備に全力をあげて取り組むよう強く求めます。

現行学習指導要領にもとづく学習評価の在り方が、教職員の過重負担になっていることは、文部科学省による「教員勤務実態調査」でも明らかです。膨大な時間外勤務の相当の部分を観点別評価や成績処理が占めていることは明らかです。中央教育審議会の「答申」がうたう「子どもと向き合う時間の確保」にとっても、由々しき事態であることを踏まえて、教職員定数等の教育条件改善に全力をあげて取り組むことを強く求めます。

また、貧困と格差の拡大が子どもたちの教育を受ける権利を脅かし、とりわけ高校・大学の「世界一の高学費」問題が年々深刻になり、児童生徒の教育にも重大な影響をもたらしています。一刻も早く国際人権規約A規約第13条（b）（c）にうたわれた中等・高等教育の漸進的無償化条項の留保を撤回し、世界的な流れとなっている教育費無償化に向けて、文部科学省ならびに中央教育審議会の積極的な取り組みを期待するものです。

以 上

○意見提出団体 日本高等学校教職員組合（日高教）

○連絡担当者 中央執行副委員長 佐古田 博

○連絡先 〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館2F

電話03-3230-0284 FAX03-3230-1569

E-mail nikkokyo@nikkokyo.zenkyo.org